

## 第4章 「環境の共創」基本施策

## 第4章 「環境の共創」基本施策

### 第二次すみだ環境の共創プラン（中間改定）の体系

本プランが目指す「すみだ」の将来像を実現するため、6つの「基本目標」と、それに連なる16の「個別目標」を設定し、各種施策・事業を推進します。

将来像	基本目標	個別目標
みんなで創る環境にやさしい持続可能な「すみだ」	<b>基本目標1</b> 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまち 【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】	1 家庭での脱炭素化を促進する 2 事業所での脱炭素化を促進する 3 脱炭素型のまちをつくる
	<b>基本目標2</b> 気候変動に適応し、安心して過ごせるまち 【墨田区地域気候変動適応計画】	1 気象災害に強いまちをつくる 2 気温が上昇しても快適に過ごせるまちをつくる 3 節水と雨水の有効活用を推進する 4 一人ひとりが気候変動への適応の理解を深める
	<b>基本目標3</b> 水と緑が暮らしに寄り添うまち	1 緑の満足度を向上させる 2 生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人を増やす 3 水や緑のうるおいを感じられるまちをつくる
	<b>基本目標4</b> 省資源・循環型社会を実現するまち	1 ごみの発生抑制と有効利用を促進する 2 省資源・循環型社会の実現に協働で取り組む
	<b>基本目標5</b> 良好な生活環境が確保され、健康でやすらぎが実感できる住みよいまち	1 健康でやすらぎを実感できるまちをつくる 2 景観に配慮したまちをつくる
	<b>基本目標6</b> 環境活動を実践する人が育つまち	1 環境教育・環境学習を推進する 2 協働による環境活動を推進する

「基本目標」は、2025（令和7）年頃のすみだの環境をどのような方針で形作っていくのか、「すみだの将来像」を実現するための内容を表しており、区民・事業者・区の協働による取組の指針となるものです。「個別目標」は、各基本目標の達成に向けて、必要な施策の方向を定め、事業対象や範囲を明確にしたものです。「施策の方向」は、個別目標の達成や関連するSDGsへの貢献のための具体的な取組、個別事業を明確にしたものです。



施策の方向	貢献するSDGs
① 省エネルギー型ライフスタイルへの切替え促進 ② 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進 ③ 再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切替えの促進	
① 省エネルギー型ビジネススタイルへの切替え促進 ② 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進 ③ 再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切替えの促進 ④ 代替フロンの漏えい防止策の促進 ⑤ 公共施設における脱炭素化の推進	
① 省エネルギー化に配慮した建物・設備への転換の促進 ② 環境負荷の少ない交通手段の利用促進 ③ 水素社会の実現に向けた取組      ④ 国産木材の利用促進	
① 豪雨対策の推進 ② 公共施設における気象災害対策の推進	
① ヒートアイランド対策の推進      ② 熱中症対策の推進 ③ 感染症対策の推進	
① 節水の促進      ② 雨水利用の啓発・普及の推進 ③ 広域連携による雨水利用の推進	
① 気候変動に関わる情報発信の強化 ② 一人ひとりが災害や酷暑に対応できるようになるための啓発	
① 身近な緑にふれる機会の充実      ② 緑と生物について学ぶ機会の充実 ③ 区民の活動の場や機会の充実      ④ 公園の活用	
① 緑の保全      ② 生物多様性の確保・保全・拡充 ③ 暮らしに身近な緑の育成、拡充      ④ 協働・共創による緑化の推進	
① 緑の拠点の拡充      ② 緑のネットワークの拡充 ③ 緑と花を生かした空間づくりの推進	
① 2R（発生抑制・再利用）によるごみ減量の推進 ② 資源化への取組推進	
① 普及啓発と環境学習の推進      ② 区民・事業者・行政の協働の推進 ③ 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備	
① 都市・生活型公害の防止      ② 環境美化に向けた取組の推進 ③ 環境リスクへの対応      ④ 老朽危険家屋対策の推進	
① 都市景観に配慮したまちづくりの推進 ② 道路不正使用の是正	
① 環境体験学習機会の拡充      ② 環境体験学習拠点の確保 ③ 環境教育・環境学習の強化	
① 環境ボランティア・環境リーダーの育成 ② 区民・事業者の支援 ③ 協働による環境活動・イベントの充実	

環境問題は様々な分野に及ぶため、それぞれの分野に対して個々に施策や事業を検討するのではなく、分野横断的な視点で検討することが重要です。そこで、複数の社会課題を同時解決するマルチベネフィットを意識した事業を検討し、推進していきます。

また、温室効果ガスの排出量を削減するためにエアコンの使用を控えることが、熱中症のリスクを上昇させるなど、トレードオフ（一方を追求するともう一方を犠牲にしなければならないという、二律背反の状態）の関係にある施策についても、どちらか一方が犠牲にならないように留意しながら事業を検討し、推進していきます。

### 【マルチベネフィットを意識する施策】

基本目標	個別目標	施策の方向	波及効果の内容
基本目標1 脱炭素社会の 実現	1 家庭での脱炭素化を促進する	① 省エネルギー型ライフスタイルへの切替え促進	基本目標2：冷房や自動車からの廃熱の抑制によるヒートアイランド現象の緩和 基本目標4：環境に配慮した製品を選択することなどによるごみの発生抑制 基本目標5：自動車からの排気ガスの抑制による大気汚染物質の減少
		② 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進	基本目標2：災害時に自家給電可能な設備を設置することによる生活の維持
		2 事業所での脱炭素化を促進する	① 省エネルギー型ビジネススタイルへの切替え促進
	② 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進		基本目標2：災害時に自家給電可能な設備を設置することによる事業の継続
	⑤ 公共施設における脱炭素化の推進		基本目標2：災害時に自家給電可能な設備を設置することによる行政機能の維持
	3 脱炭素型のまちをつくる	① 省エネルギー化に配慮した建物・設備への転換の促進	基本目標2：遮熱性能の高い建物への転換によるヒートアイランド現象の緩和
		② 環境負荷の少ない交通手段の利用促進	基本目標5：自動車からの排気ガスの抑制による大気汚染物質の減少
		④ 国産木材の利用促進	基本目標2：国内の林業の活性化（樹林地の健全化）による土砂災害の抑制 基本目標3：国内の林業の活性化（樹林地の健全化）による生物多様性の保全と回復
	基本目標2 気候変動への 適応	3 節水と雨水の有効活用を推進する	① 節水の促進 基本目標1：水道水利用の抑制による水道事業から排出される温室効果ガスの抑制 ② 雨水利用の啓発・普及の推進 基本目標2：雨水流出抑制による災害の緩和 基本目標2：雨水を利用した打ち水などによるヒートアイランド現象の緩和
基本目標3 緑と生物多 様性の保 全・回復	2 生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人を増やす	① 緑の保全	基本目標2：緑地の雨水流出抑制効果による災害の緩和 基本目標2：緑陰の形成や蒸発散作用によるヒートアイランド現象の緩和
		③ 暮らしに身近な緑の育成、拡充	基本目標5：緑の育成、拡充による景観の向上
	3 水や緑のうるおいを感じられるまちをつくる	③ 緑と花を生かした空間づくりの推進	基本目標5：緑と花を生かした空間づくりによる景観の向上
基本目標4 省資源・循環 型社会の実現	1 ごみの発生抑制と有効利用を促進する	① 2R（発生抑制・再利用）によるごみ減量の推進	基本目標1：製品や食品の製造・生産時と廃棄時に排出される温室効果ガスの抑制 基本目標3：食品の生産時の生物への負荷の軽減 基本目標3：海洋プラスチックごみの流出抑制による生物への負荷の軽減
基本目標5 良好な生活 環境の確保	1 健康でやすぎを実感できるまちをつくる	① 都市・生活型公害の防止	基本目標3：水質の改善などによる生物への負荷の軽減
	2 景観に配慮したまちをつくる	② 道路不利用の是正	基本目標1：徒歩や自転車利用による移動への転換や交通の円滑化
基本目標6 環境活動の 実践	2 協働による環境活動を推進する	① 環境ボランティア・環境リーダーの育成	基本目標2：環境リーダーなどの助言・指導による適応の理解促進
			基本目標3：環境リーダーなどの助言・指導による緑や生物多様性の理解促進
			基本目標4：環境リーダーなどの助言・指導による省資源・資源循環の理解促進
		② 区民・事業者の支援	基本目標2：区民や事業者の環境活動を通じた適応の理解促進
			基本目標3：区民や事業者の環境活動を通じた緑や生物多様性の理解促進
			基本目標4：区民や事業者の環境活動を通じた省資源・資源循環の理解促進
③ 協働による環境活動・イベントの充実	基本目標2：環境活動・イベントを通じた適応の理解促進		
	基本目標3：環境活動・イベントを通じた緑や生物多様性の理解促進 基本目標4：環境活動・イベントを通じた省資源・資源循環の理解促進		

## 基本目標 1

**脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、  
あらゆる人が行動するまち  
【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】**

人間の活動によって増加した CO<sub>2</sub> などの温室効果ガスは、地球の気温を上昇させるとともに、私たちの生命や財産、様々な生物に大きな被害を与えています。

「脱炭素社会」を実現するためには、省エネ性能の高い建築物や設備、家電の導入、節電などにより消費エネルギーを少なくする「省エネ」、太陽光発電などでエネルギーを創り出す「創エネ」など、あらゆる人が行動する必要があります。

区は、2021（令和 3）年 10 月に「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」を表明しました。温室効果ガス排出量等の削減目標については、「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けて以下の数値目標を設定し、様々な取組を推進していきます。

### 【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の数値目標】

**2030（令和 12）年度までに 2000（平成 12）年度比で  
区域におけるエネルギー消費量を 50%削減する  
区域における温室効果ガス排出量を 50%削減する**

#### 【数値目標の設定根拠】

東京都は、『2050 年カーボンニュートラル（脱炭素化）』のためのマイルストーンとして、2021（令和 3）年 1 月に、都内の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量を 2030（令和 12）年までに 2000（平成 12）年比<sup>1</sup>で 50%削減すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで高めることを表明しました。

墨田区でも、この目標の達成に貢献できるよう、区内の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量を 50%削減することを数値目標として設定しました。

1：国は温室効果ガス排出量の削減の基準年度を 2013（平成 25）年度としており、東京都の基準年度と異なる。

## 【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の対象地域・部門】

本計画は、墨田区全域において、産業部門・家庭部門・業務部門・運輸部門・廃棄物部門の5部門を対象とします。

### 【計画の対象とする部門】

部門	主な排出源
産業部門	農業・建設業・製造業
家庭部門	家庭内での電気、ガス、灯油などのエネルギー消費
業務部門	産業部門、運輸部門に属さない企業・法人の事業活動
運輸部門	個人や事業者の自動車利用、鉄道による輸送・運搬
廃棄物部門	石油から生成されたビニール、プラスチック、合成繊維などの焼却

## 【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で対象とする温室効果ガス】

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に基づき、以下の7物質とします。

### 【計画の対象とする温室効果ガス】

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数※	用途・排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	化石燃料の燃焼など
メタン (CH <sub>4</sub> )	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	1,430 など	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390 など	半導体の製造プロセスなど
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	22,800	電気の絶縁体など
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	17,200	半導体の製造プロセスなど

※：二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 「1」を基準として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの  
例えば地球温暖化係数が「25」のメタン (CH<sub>4</sub>) では、メタン1トン分の温室効果ガスの強さが二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 25トン分に相当します。

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターHPをもとに作成

## 【個別目標】

前述のように、2030（令和12）年度までに2000（平成12）年度比で区内の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量を半減するとともに、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまちを目指して、以下の3つの個別目標を掲げます。

- 1-1 家庭での脱炭素化を促進する
- 1-2 事業所での脱炭素化を促進する
- 1-3 脱炭素型のまちをつくる

**【環境事業指標】**

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

**【環境事業指標】**

指標	基準値 2000 (平成 12) 年度	実績値 2018 (平成 30) 年度	目標値 2030 (令和 12) 年度
区域における エネルギー消費量	17,187 T J	11,882 T J	8,593 T J
家庭における一世帯当 たりのエネルギー消費量	40,739 MJ/世帯	28,210 MJ/世帯	18,784 MJ/世帯
業務における床面積 1m <sup>2</sup> 当たりのエネルギー消費量	1,166 MJ/m <sup>2</sup>	975 MJ/m <sup>2</sup>	598 MJ/m <sup>2</sup>
区域における 温室効果ガス排出量	1,265 千 t-CO <sub>2</sub> eq	1,206 千 t-CO <sub>2</sub> eq	632 千 t-CO <sub>2</sub> eq

※目標値は、小数点以下を切り捨てた数字としている。

※J (ジュール) : エネルギーの単位。1J で、100g (単 1 のマンガン乾電池程度) の物を約 1m 持ち上げることができる。

※MJ (メガジュール) : 1MJ = 1,000,000 J 100kg (4~5 人用冷蔵庫程度) の物を約 1km 持ち上げることができる。

※TJ (テラジュール) : 1TJ = 1,000,000 MJ 100t (乗用車約 70 台分程度) の物を約 1,000km (東京から鹿児島までの距離程度) 持ち上げることができる。

※t-CO<sub>2</sub>eq (トン シーオーツー イーキュー) : 乗用車が約 8,600km (東京からカリフォルニア州までの距離程度) 走行する際に排出する CO<sub>2</sub> 量、杉の木約 71 本が 1 年間に吸収する CO<sub>2</sub> 量と同等の温室効果ガス量

**【貢献する SDGs】**

基本目標 1 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

**【貢献する SDGs】**

17 目標	169 ターゲット
<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p> <p>7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p> 	<p>9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
<p>17 パートナースhipで 目標を達成しよう</p> 	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

## 【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

### 【区民】

- 家庭での脱炭素化を促進する
  - ▶ こまめな消灯、冷暖房の適切な温度設定など、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
  - ▶ うちエコ診断の活用や環境家計簿を利用する。
  - ▶ 家庭用燃料電池、太陽光発電システムなどの導入に努める。
  - ▶ 再生可能エネルギーを中心とした小売電力へ切り替える。
- まち全体でエネルギー利用の効率化を推進する
  - ▶ 自宅の新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物及び高効率な設備（可能であれば ZEH）を導入する。
  - ▶ 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がける。
  - ▶ 自動車の買替え時には、電気自動車や燃料電池車など、次世代自動車の導入に努める。

### 【事業者】

- 事業所での脱炭素化を促進する
  - ▶ こまめな消灯、冷暖房の適切な温度設定など、日常業務での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
  - ▶ 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入する。
  - ▶ テレワークやオンライン会議などを適切に活用する。
  - ▶ 省エネ診断を受診する。
  - ▶ 高効率空調機器、太陽光発電システムなどの導入に努める。
  - ▶ 事業所内の設備に対して、適切な運轉管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施する。
  - ▶ 再生可能エネルギーを中心とした小売電力へ切り替える。
- まち全体でエネルギー利用の効率化を推進する
  - ▶ 事業所の新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物及び高効率な設備（可能であれば ZEB）を導入する。また、国産木材を積極的に利用する。
  - ▶ 省エネルギー化に配慮したテナントを借りる。
  - ▶ 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がける。
  - ▶ 自動車の買い替え時には、電気自動車や燃料電池車など、次世代自動車の導入に努める。

『脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまち』の実現

### 【墨田区】

- ▶ 省エネルギー行動に関する情報を提供する。
- ▶ 家庭や事業所における自主的な省エネルギー行動を支援する。
- ▶ 家庭や事業所における省エネ診断制度を周知・啓発する。
- ▶ 再生可能エネルギーや省エネルギー機器等、省エネに資する設備等の導入助成制度を実施する。
- ▶ 水素エネルギーについての普及・啓発を行う。
- ▶ 区の事業活動から排出される温室効果ガスを削減する。

## 個別目標 1-1 家庭での脱炭素化を促進する

## 【貢献する SDGs】



## 【施策の方向】

## ① 省エネルギー型ライフスタイルへの切替え促進

区民にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や学習講座等を開催し、省エネルギー型ライフスタイルへの切替えを促進します。

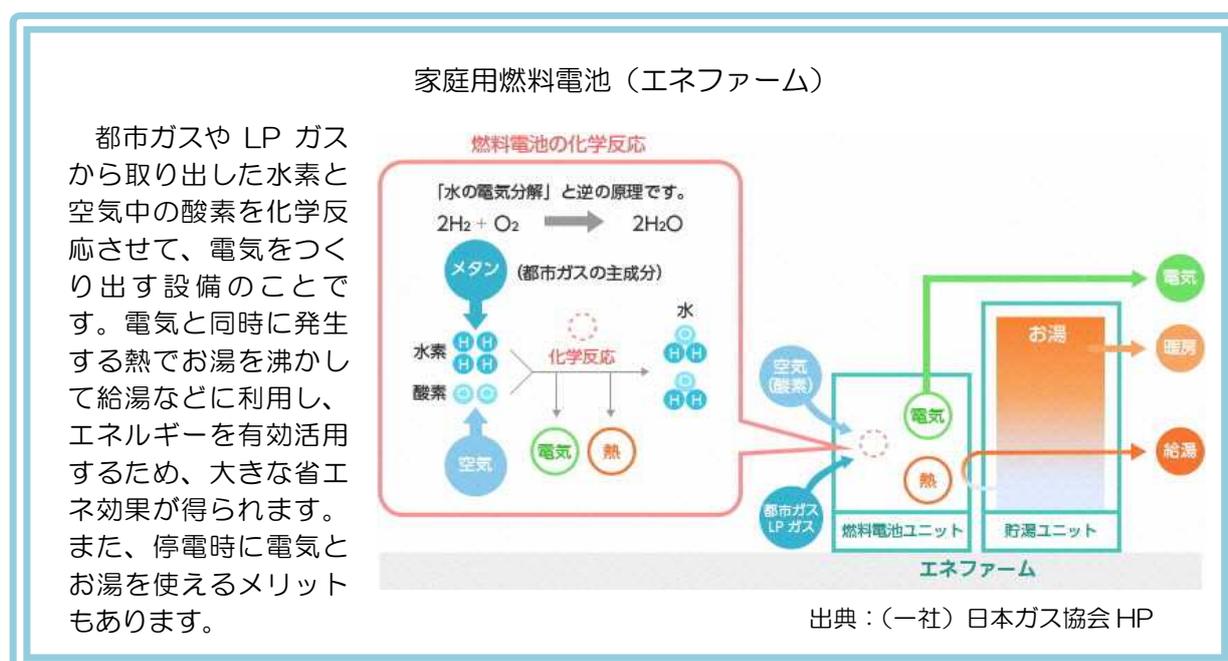
また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断<sup>2</sup>の周知と受診の促進などの取組を推進します。

## ② 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進

区民に対し、建築物断熱改修や家庭用燃料電池、住宅エネルギー管理システム等に関する情報を発信するとともに、地球温暖化防止設備導入助成制度を活用して導入を促進します。

また、太陽光発電システムについては、自宅の屋根や屋上に設置する設備を設置事業者の所有物としたままで、発電した電気を設置事業者から購入する仕組み（第三者所有モデル（オンサイトPPAモデル））等により、設置に関わる初期費用がゼロになるサービスも普及していることから、このような情報を発信することで導入を促進します。

その他、省エネルギー化に配慮した建物や高効率な設備、再生可能エネルギー設備、エネルギーマネジメントシステムなどの導入により、エネルギー消費量を正味ゼロにするネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、ゼッチ・マンション（ZEH-M）の普及を促進します。



2：現状のエネルギー使用量、施設や機器の運用状況等を調査し、それぞれの施設にあった省エネルギー対策を提案する事業

### ③ 再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切替えの促進

家庭に供給される電力の電源構成比や CO<sub>2</sub> 排出係数の情報をホームページなどで発信し、再生可能エネルギーの比率を高めることの意義を啓発します。

また、東京都の「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンとの連携などにより、再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切替えなどを促進します。

#### 【個別事業一覧】

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 墨田区地球温暖化対策に関する普及啓発</li> <li>● 地球温暖化に関する企画展示の実施</li> <li>● 環境家計簿の普及</li> <li>● 省エネ診断事業の取組支援</li> <li>● COOL CHOICE の促進</li> </ul>	環境保全課
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生可能エネルギーの普及啓発</li> <li>● エコ住宅、ZEHに関する情報提供</li> <li>● 省エネ機器普及支援事業の検討・推進</li> <li>● 太陽光発電・太陽熱利用システム導入の普及啓発</li> <li>● 第三者所有モデル（オンサイトPPAモデル）等の普及促進</li> </ul>	環境保全課
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小売電力に係る啓発及び切替促進</li> </ul>	環境保全課

#### 「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーン

東京都では、2019（令和元）年から、再生可能エネルギー由来の電気を購入する希望者を募り、一定量の需要をまとめることで価格を低減しながら再生可能エネルギー由来の電気を購入を促すキャンペーンを行っています。

家庭・商店・小規模オフィスが対象となっており、多くの方が参加するほど電気代が安くなる仕組みになっています。

2020（令和2）年冬に実施したキャンペーンでは9都県市で約6,900世帯が参加し、再生可能エネルギー由来の電気が30%含まれるメニューで電気代が約9%削減されました。

東京都 × 墨田区

ひとつながる。 墨田区

墨田区のみなさま 電気的共同購入はじまります

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 横浜市 川崎市 千葉県 さいたま市 相模原市 栃木県

みんなでいっしょに自然の電気

グループパワーで、かしこくチョイス。未来へつなぐおトクな一歩。

おトク 参加者が集まるほどおトくに

カンタン 安心して簡単に電気の切り替え

自然の電気 自然の電気でお1地球を守る!

昨年2020年冬に実施したキャンペーンでは約6,900世帯のみなさまにご参加いただき、電気代が9%おトくに

7 自然の電気 13 自然の電気

墨田区のみなさまへ

家庭で過ごす時間が増えている今、おトくに、カンタンに、電力契約を環境にやさしい自然の電気に切り替えませんか?昨年度の同キャンペーンでは、年間の電気代が平均7,000円~10,000円も安くなりました。SDGsやカーボンニュートラルの実現に向けて、いっしょに環境にやさしい行動をしましょう!

### 政府を挙げての国民運動「COOL CHOICE」

2015（平成 27）年から政府を挙げて展開している国民運動で、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイル（COOL BIZやWARM BIZなど）の選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしようというものです。

ホームページやメールマガジンにおいて、一人ひとりが取り組むことができる様々な対策などが紹介されています。



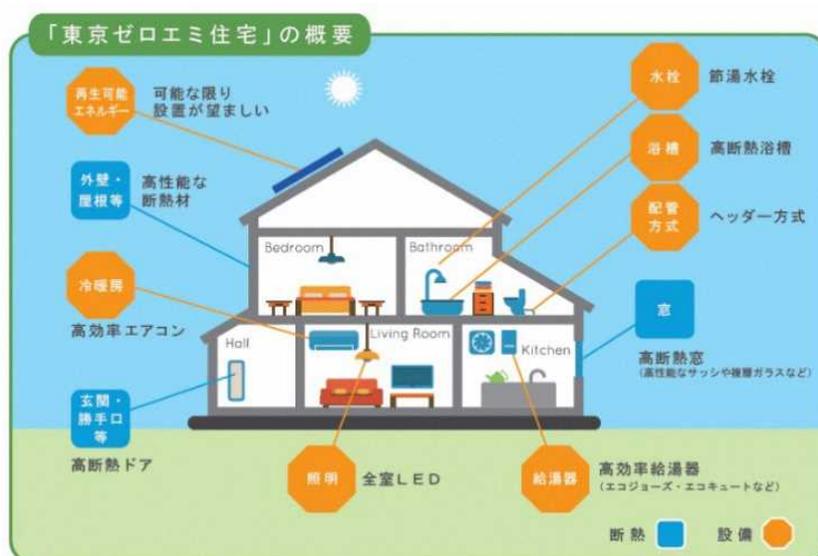
未来のために、いま選ぼう。

出典：環境省 HP

### ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅」のことです。建築に対し、国から様々な補助金が用意されています。

また、東京都では、同様の住宅を「東京ゼロエミ住宅」と名付け、独自の助成事業を行っています。



出典：東京都環境局 HP

### 初期費用ゼロの太陽光発電システム導入

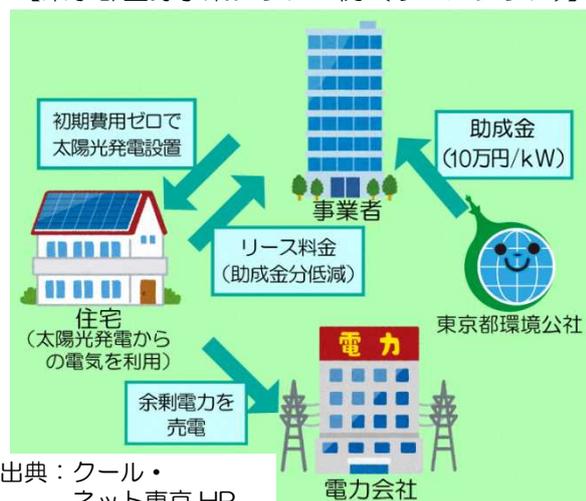
最近では、設置する太陽光発電システムを設置事業者の所有物としたままで、発電した電気を設置事業者から購入する仕組みや、リースプラン（右図）による設置事例が増えていきます。これらは、利用者にとって、システムの設置に関わる初期費用がゼロになるというメリットがあります。

東京都では、このような事業プランに対して設置費用の一部を助成し、太陽光発電システムの設置を促進しています。

#### 【東京都登録事業プランの特徴】

- ①初期費用ゼロで太陽光発電導入！
- ②太陽光発電が非常用電源にもなり、**停電時にも安心！**
- ③故障時の**修理サービス**が内包されていて安心！
- ④地球温暖化防止にも貢献！

#### 【東京都登録事業プランの例（リースプラン）】



出典：クール・ネット東京 HP

## 省エネ行動の取組の一例と効果

地球温暖化対策のために、何ができるのか。日常生活の中には、様々な省エネの取組があります。以下は、省エネ行動の取組の一例と効果ですが、一人ひとりがそれぞれ考えられる省エネ行動を、できることから、一緒に取り組んでいきましょう。

### 照明



省エネ行動	効果（年間）		
	エネルギー削減量	CO <sub>2</sub> 削減量	家計のオトク
白熱電球をLED電球にする	92.0 (kWh)	45.0 (kg)	2,440 (円)
照明の使用時間を1日1時間程度減らす	(白熱電球)	19.7 (kWh)	9.6 (kg)
	(蛍光灯)	4.4 (kWh)	2.2 (kg)
	(LED電球)	2.9 (kWh)	1.4 (kg)

照明は、スイッチを入れた時に多くの電気が流れるみたい。でも、電気代に大きく影響するほどではなく、短い時間でも消灯した方が省エネなんだ！

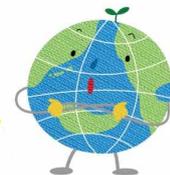


### エアコン



省エネ行動	効果（年間）		
	エネルギー削減量	CO <sub>2</sub> 削減量	家計のオトク
冷房時の室温を28℃目安とする	30.2 (kWh)	14.8 (kg)	800 (円)
暖房時の室温を20℃目安とする	53.1 (kWh)	26.0 (kg)	1,410 (円)
フィルターを月2回程度掃除する	32.0 (kWh)	15.6 (kg)	850 (円)

エアコンは、設定温度に達するまでに電力をたくさん使うみたい。だから、頻繁にスイッチオンオフをすると、省エネにならないことがあるんだ！



### テレビ



省エネ行動	効果（年間）		
	エネルギー削減量	CO <sub>2</sub> 削減量	家計のオトク
テレビをつけている時間を1日1時間程度減らす	16.8 (kWh)	8.2 (kg)	440 (円)
テレビ画面は明るすぎないように設定する	27.1 (kWh)	13.3 (kg)	720 (円)

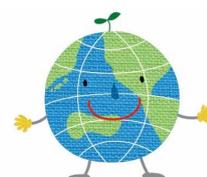
資料：「2021 家庭の省エネハンドブック（東京都）」をもとに作成

## 風呂 トイレ



省エネ行動		効果（年間）		
		エネルギー削減量	CO <sub>2</sub> 削減量	家計のオトク
こまめにシャワーを止める	(ガス)	12.8 (m³)	30.7 (kg)	2,440 (円)
	(水道)	4.4 (m³)		
お風呂は間隔をあけずに続けて入る	(ガス)	38.2 (m³)	82.9 (kg)	4,130 (円)
使わない時は、電気便座のふたを閉める		34.9 (kWh)	17.1 (kg)	920 (円)
電気便座の設定温度を低くする		26.4 (kWh)	12.9 (kg)	700 (円)

浴室の温度等の条件にもよるけど、「保温」や「追い炊き」に比べて、「給湯」の方が、若干、省エネになるんだ！



資料：「2021 家庭の省エネハンドブック（東京都）」をもとに作成

## 住宅の省エネ施工と効果



住宅の施工だけでも、これだけの省エネの取組ができるんだね！



出典：令和3年度版すみだすまいインフォメーション

「すみだ環境共創区民会議」では、上記の省エネ行動の取組以外にも、ごみや食品ロスの削減、エコドライブの実践やエコカーへの乗換えなど、どのような省エネ行動ができるかを議論して展示パネルを作成し、「2021 すみだ環境フェア」（令和3年10月13日から17日まで）に出展、提言をしました。

## 個別目標 1 – 2 事業所での脱炭素化を促進する

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① 省エネルギー型ビジネススタイルへの切替え促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報や SDGs、ESG<sup>3</sup>の視点からの脱炭素化の動向などの情報を提供し、省エネルギー型ビジネススタイルへの切替えを促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、エコチューニング<sup>4</sup>の周知と普及などの取組を推進します。

#### ② 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進

事業者に対し、建築物断熱改修や高効率空調機器等に関する情報を発信するとともに、地球温暖化防止設備導入助成制度を活用して導入を促進します。

また、太陽光発電システムについては、事業所の屋根や屋上に設置する設備を設置事業者の所有物としたままで、発電した電気を設置事業者から購入する仕組み（第三者所有モデル（オンサイトPPAモデル））等により、設置に関わる初期費用がゼロになるサービスも普及していることから、このような情報を発信することで導入を促進します。

その他、省エネルギー化に配慮した建物や高効率な設備、再生可能エネルギー設備、エネルギーマネジメントシステムなどの導入により、エネルギー消費量を正味ゼロにするネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及を促進します。

#### ③ 再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切替えの促進

事業所に供給される電力の電源構成比や CO<sub>2</sub> 排出係数の情報をホームページなどで発信し、再生可能エネルギーの比率を高めることの意義などを啓発します。

また、東京都の「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンとの連携などにより、再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切替えなどを促進します。

3：企業の長期的な成長のために重要とされている「環境（Environment）」・「社会（Social）」・「ガバナンス（Governance）」の頭文字を取った言葉

4：業務用等の建築物から排出される温室効果ガスの削減のため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

④ 代替フロン<sup>5</sup>の漏えい防止策の促進

業務用冷凍空調機器を使用する事業者や建設・解体業者、廃棄物・リサイクル業者などへ呼び掛けるとともに、東京都のアドバイザーによる簡易点検についての訪問指導や動画解説を案内するなど、業界団体と連携して代替フロンの漏えい防止策を促進します。

## ⑤ 公共施設における脱炭素化の推進

区庁舎をはじめとする区の公共施設においては、2020（令和2）年3月に策定した「墨田区地球温暖化対策実行計画（区事務事業編）第5次計画」に基づき、脱炭素化を推進します。

## 【個別事業一覧】

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 墨田区地球温暖化対策に関する普及啓発</li> <li>● 地球温暖化に関する企画展示の実施</li> <li>● 省エネ診断事業・エコチューニングへの取組支援</li> <li>● 環境マネジメントシステム<sup>6</sup>の導入支援</li> <li>● カーボンオフセット事業<sup>7</sup>の推進</li> </ul>	環境保全課
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生可能エネルギーの普及啓発</li> <li>● 省エネ機器普及支援事業の検討・推進</li> <li>● 太陽光発電・太陽熱利用システム導入の普及啓発</li> <li>● 第三者所有モデル（オンサイトPPAモデル）等の普及啓発</li> </ul>	環境保全課
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小売電力に係る啓発及び切替促進</li> </ul>	環境保全課
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代替フロン使用製品使用時の漏えい防止管理の啓発</li> </ul>	環境保全課
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 墨田区地球温暖化対策実行計画（区事務事業編）の推進</li> <li>● エコスクール<sup>8</sup>の推進</li> <li>● エコチューニングの推進</li> <li>● 庁舎リニューアルプランの推進</li> <li>● 道路照明灯・公園灯のLED化</li> <li>● 施設のZEB化の促進</li> <li>● ESCO<sup>9</sup>による省エネ推進の啓発</li> <li>● 第三者所有モデル（オンサイトPPAモデル）等の活用</li> <li>● 使用電力の再エネ比率の向上</li> </ul>	環境保全課 庶務課 関係課 総務課 道路公園課 ファシリティ マネジメント担当 環境保全課 環境保全課 環境保全課

5：オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で削減対象とされた「特定フロン」を代替するために開発された物質

6：事業者が環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定・実行し、その実行状況を点検し、必要に応じて見直しを行いながら、達成に向けて取り組んでいく一連の手続きのこと。

7：日常生活や経済活動において排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせる事業

8：環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設を整備して、環境教育の教材として活用する取組

9：顧客が目標とする省エネルギー課題に対して包括的なサービスを提供し、実現した省エネルギー効果（導入メリット）の一部を報酬として受け取る事業

## 個別目標 1-3 脱炭素型のまちをつくる

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① 省エネルギー化に配慮した建物・設備への転換の促進

戸建住宅や集合住宅、オフィスビル、商業ビルの新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物及び高効率な設備の導入を促進します。また、再生可能エネルギー設備やエネルギーマネジメントシステムなどの導入により、エネルギー消費量を正味ゼロにするネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、ゼッチ・マンション（ZEH-M）、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及を促進します。

#### ② 環境負荷の少ない交通手段の利用促進

自動車の使用について、環境負荷の少ないハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図るとともに、アイドリングストップなどエコドライブへの心がけを啓発するため、キャンペーンやPRを展開します。

また、区民や来街者が鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。さらに、シェアサイクルの普及を図るため、キャンペーンやPRを展開します。

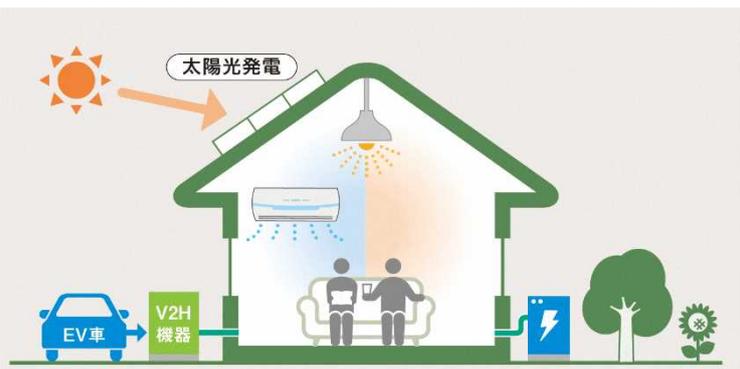
#### 非ガソリン車への転換

東京都では、2030年までに、すべての乗用車新車販売を電気自動車などの非ガソリン車に転換する方針です。

電気自動車は、供給される電力のCO<sub>2</sub>排出係数に応じて、CO<sub>2</sub>排出量変動するため、今後、国内の保有台数の増加に併せて、電力のCO<sub>2</sub>排出係数を低減させる努力が必要です。

また、脱炭素社会の実現に向けては、電気自動車と家屋をつなぐV2H機器を活用し、家屋に設置した太陽光発電システムで作られた電気を電気自動車に蓄えると同時に、蓄えた電気を家庭で利用する取組も有効です。国立研究開発法人国立環境研究所では、都市部の屋根面積の70%に太陽光発電システムを設置するとともに、乗用車を電気自動車へ転換し、稼働率の低い電気自動車を蓄電池（40kWhの50%の容量）として用いることで、都市の電力需要の53-95%（東京都区部は53%）を賄うことができると試算しています。

#### 【V2Hによる電気自動車と家屋の接続イメージ】



出典：ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report（東京都）

### ③ 水素社会の実現に向けた取組

東京都が進めている水素エネルギーを活用した環境に優しく災害に強い街づくりの実現に向けて、東京都と連携を図りながら、墨田区におけるインフラ等の基盤整備やエネルギーシステムのあり方を検討します。

### ④ 国産木材の利用促進

2021（令和3）年度に策定を予定している「第3次 墨田区公共施設マネジメント実行計画」に基づいた公共施設の再編とともに、国産木材の利用についても併せて検討していきます。

#### 【個別事業一覧】

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭や事業所からの排熱抑制、省エネ配慮についての普及啓発</li> <li>● 建築物の断熱施工等の導入推進</li> <li>● 大規模開発における地域冷暖房等の導入促進</li> <li>● ZEB化の促進</li> <li>● VPP<sup>10</sup>の構築</li> </ul>	環境保全課
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共交通機関の積極的な利用の普及啓発</li> <li>● 次世代自動車の普及・啓発</li> <li>● アイドリングストップなどエコドライブの普及啓発</li> <li>● 歩道と車道の分離のための道づくりなどの交通環境の整備</li> <li>● 自転車利用の啓発</li> <li>● 自転車専用レーンの整備</li> <li>● シェアサイクルの普及啓発</li> </ul>	環境保全課 環境保全課 環境保全課 道路公園課 環境保全課 道路公園課 土木管理課
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水素社会の実現に向けた基盤整備の検討</li> </ul>	環境保全課
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 木材利用の促進</li> </ul>	環境保全課

#### 国産木材の利用

国内林業は、外国産木材の輸入量の増加や後継者不足などにより、生産活動が停滞しており、放置される人工林が多く見られるようになってきました。

森林は、炭素の固定や水源の涵養をはじめとした多様な機能を持っているため、国産木材を利用することは、このような森林の多面的機能を保持することにつながります。また、農山村地域の活性化のためにも重要な取組です。

#### 【国産木材の利用による効果】



出典：政府広報オンライン

10：「バーチャル・パワー・プラント」の略で、分散設置されたエネルギーリソース(発電設備、蓄電設備、需要設備)を情報通信技術の活用により束ね、あたかも一つの発電所のように制御する技術

## 基本目標 2

### 気候変動に適応し、安心して過ごせるまち

#### 【墨田区地域気候変動適応計画】

近年、記録的な猛暑や集中豪雨の増加、熱中症搬送者数の増加など地球温暖化の影響と考えられる極端な気象現象が現れており、「気候危機」と呼ばれるまでになりました。区では、これまで以上に温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」<sup>11</sup>に取り組むとともに、気候変動による被害を回避・軽減する「適応」<sup>12</sup>にも取り組んでいきます。

#### 【個別目標】

前述のように、気候変動に適応し、安心して過ごせるまちを目指して、以下の 4 つの目標を掲げます。

2-1 気象災害に強いまちをつくる

2-2 気温が上昇しても快適に過ごせるまちをつくる

2-3 節水と雨水の有効活用を推進する

2-4 一人ひとりが気候変動への適応の理解を深める

#### 【環境事業指標】

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

#### 【環境事業指標】

指標	現状値 2020（令和2）年度	目標値 2025（令和7）年度
住民意識調査において「大雨や荒川の氾濫等による大規模な水害時の避難方法等を知っている」と回答した区民の割合	33.0%	50.0%
雨水総貯留容量	25,490m <sup>3</sup>	30,000m <sup>3</sup>
みどり率	20.8%	20.9%

<sup>11</sup>：気候変動対策のうち、温室効果ガスの排出量を抑制する対策

<sup>12</sup>：気候変動対策のうち、気候変動による被害を回避・軽減する対策

【貢献する SDGs】

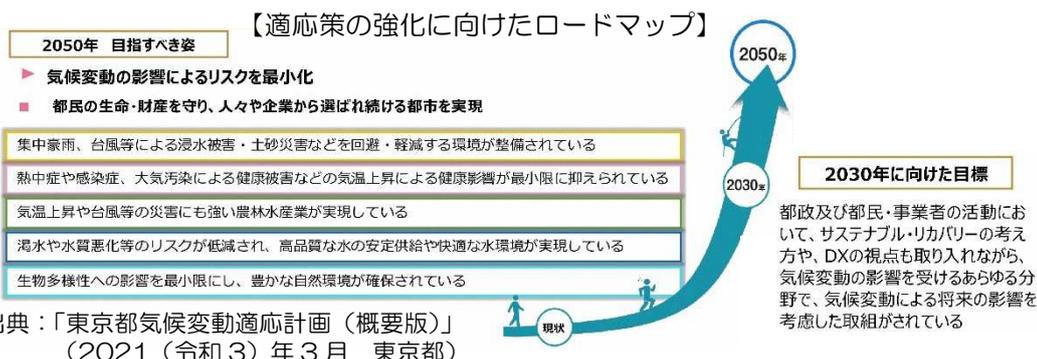
基本目標 2 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

【貢献する SDGs】

17 目標	169 ターゲット
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

東京都の気候変動適応計画

東京都は、2021（令和3）年3月に「東京都気候変動適応計画」を策定しました。この計画には、コロナ禍からの復興と併せて人々の持続可能な生活を実現する「サステナブル・リカバリー」の考え方や、デジタル技術による生活やビジネスの変革を目指す「デジタルトランスフォーメーション」の視点も取り入れられています。これらも踏まえ、気候変動の影響を受けるあらゆる分野で、気候変動による将来の影響を考慮した取組を推進することとしています。



## 【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

### 【区民】

- 気象災害に強いまちをつくる
  - ▶ 気象災害への備えを確認しておく。
  - ▶ 家庭で雨水タンクの設置を検討・導入する。
- 気温が上昇しても快適に過ごせるまちをつくる
  - ▶ 打ち水イベントに参加する。
  - ▶ 緑のカーテンを設置して日差しを和らげる。
  - ▶ クールスポットを利用する。
  - ▶ 家の周辺で蚊が発生する可能性がある水たまりの発生を抑制する。
- 節水と雨水の有効活用を推進する
  - ▶ 日常生活における節水や効率的な水利用を心がける。
  - ▶ 家庭で雨水タンクの設置を検討・導入する。
- 一人ひとりが気候変動への適応の理解を深める
  - ▶ 環境フェア、環境学習講座などに積極的に参加する。
  - ▶ 自主的に環境学習に取り組む。

### 【事業者】

- 気象災害に強いまちをつくる
  - ▶ 気象災害への備えを確認しておく。
  - ▶ 気象災害時に帰宅困難者が留まれるように備える。
  - ▶ 雨水貯留設備の設置を検討・導入する。
- 気温が上昇しても快適に過ごせるまちをつくる
  - ▶ 打ち水イベントに協力するとともに参加する。
  - ▶ 緑のカーテンを設置して日差しを和らげる。
  - ▶ 敷地内や屋上・壁面の緑化に努める。
  - ▶ クールスポットの設置に協力する。
- 節水と雨水の有効活用を推進する
  - ▶ 雨水貯留設備の設置を検討・導入する。
- 一人ひとりが気候変動への適応の理解を深める
  - ▶ 従業員を対象とした環境研修を実施する。
  - ▶ 施設見学の受け入れなど環境教育・環境学習の機会を提供する。

『気候変動に適応し、安心して過ごせるまち』の実現

### 【墨田区】

- ▶ 保水性舗装、遮熱性舗装の施工を推進する。
- ▶ 雨水タンク・雨水貯留設備の情報を提供し、導入を推進する。
- ▶ 浸水対応型市街地づくりを検討する。
- ▶ 公共施設における気象災害対策を推進する。
- ▶ 緑のカーテンや打ち水を推進する。
- ▶ 緑化を推進する。
- ▶ 公共施設をクールスポットとして提供するとともに、事業者へクールスポットへの協力の呼びかけを行う。
- ▶ 気候変動による影響や将来予測、必要な適応策などの情報を発信する。

## 個別目標 2-1 気象災害に強いまちをつくる

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① 豪雨対策の推進

短時間の集中豪雨に対応するため、東京都と連携し、河川整備とともに雨水の貯留、浸透及び利用の推進や下水の排水能力の強化など区内の水害対策を推進します。

また、広域避難と垂直避難を組み合わせる避難できる環境の整備と、水が引くまでの間、許容できる生活レベルが担保される浸水対応型市街地づくりの検討を行います。

#### ② 公共施設における気象災害対策の推進

2021（令和3）年度に策定を予定している「第3次 墨田区公共施設マネジメント実行計画」に基づいた公共施設の再編と併せて施設の防災機能を強化します。また、施設ごとの立地、特性に応じた災害時の被害最小化、避難誘導體制などを検討します。

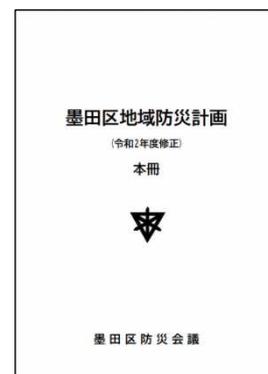
### 【個別事業一覧】

①	● 堤防等の耐震性や治水機能の向上	都市整備課
	● 雨水の貯留、浸透及び利用の推進	道路公園課
	● 下水の排水能力の強化	環境保全課
	● 浸水対応型市街地づくりの促進	都市整備課
②	● 施設の防災機能強化	防災課
	● 施設運営における気象災害への対応強化	都市整備課
		各施設設置・管理課

### 墨田区地域防災計画

墨田区地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、墨田区防災会議が作成した防災計画です。

区災対本部及び防災関係機関等がその機能を有効適切に発揮し、また、区内事業者、住民防災組織及び区民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、震災予防をはじめ風水害予防等、また、これらの災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、墨田区の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。



## 個別目標 2-2 気温が上昇しても快適に過ごせるまちをつくる

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド現象の原因となっている人工排熱を抑制するため、高効率設備の導入を促進します。また、気温の上昇を緩和するため、道路の整備に当たっては、保水性舗装<sup>13</sup>を施すとともに、公共施設の緑化を推進します。さらに、区民や事業者にも排熱の抑制や屋根・屋上の遮熱化について普及啓発を行います。

#### ② 熱中症対策の推進

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、都市部の高温化が進み、熱中症の発症リスクが高まっていることから、区民へ向けて予防に関する情報提供などの普及啓発を行います。また、公共施設に「クールスポット」<sup>14</sup>の設置やオリンピック・パラリンピックレガシーとしてのクールシェアを推進するとともに、事業者にも協力を呼びかけます。

#### ③ 感染症対策の推進

気温の上昇や降水パターンの変化などにより、これまで日本では考えられなかった感染症の発生や、感染症を媒介する生き物（蚊やマダニ、ネズミなど）の分布領域が変化する可能性があることから、区民へ向けて感染症の流行状況の情報提供や予防に関する啓発を行います。また、自宅の周りなどで、バケツや植木鉢の受け皿、古タイヤなど、蚊が発生する可能性がある水たまりの発生を抑制するなど、感染症を媒介する生き物を発生させない工夫に関する啓発を行います。

### 【個別事業一覧】

①	● 家庭や事業所からの排熱の抑制についての普及・啓発	環境保全課
	● 建築物の断熱施工の導入推進	環境保全課
	● 保水性舗装などを施した区道の整備	道路公園課
	● 環境マネジメントシステムの導入支援	環境保全課
	● 立体緑化（屋上及び壁面緑化）の推進	環境保全課
	● 緑のへの設置奨励	環境保全課
	● 緑のカーテンの普及	環境保全課
	● 一定規模以上の建設事業に対する緑化指導	環境保全課
②	● 熱中症の予防に関する普及啓発の推進	保健計画課
	● クールスポットの設置	環境保全課
③	● 感染症の予防に関する普及啓発の推進	生活衛生課
		保健予防課

13：道路や歩道を間隙の多い素材で舗装し、水を吸い込み保持する素材を詰めた構造にすることで、しみこんだ雨水が蒸発する際の気化熱を利用して、路面温度の上昇を抑制するもの

14：区民が公共施設や民間施設を避暑地として利用することで、健康で快適に夏を過ごせるようにする取組

## 個別目標 2-3 節水と雨水の有効活用を推進する

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① 節水の促進

降水パターンの変化などにより、墨田区の水源地となっている江戸川で濁水（給水制限）が増加する可能性があるため、区民へ向けて日常生活における節水や効率的な水利用に関する情報提供を行います。

#### ② 雨水利用の啓発・普及の推進

近年、極端な気象現象による都市型水害の防止のため、都市における「ミニダム」としての雨水貯留槽の役割が、改めて注目されています。

そこで、雨水貯留による減災効果や雨水利用のメリット、区における取組状況などの情報を積極的に区民・事業者へPRするとともに、雨水タンクの設置に関する助成を継続し、区民・事業者等の自主的な雨水利用を支援します。

#### ③ 広域連携による雨水利用の推進

他自治体・雨水に関する環境 NPO・事業者・大学との連携強化を図りながら、雨水利用を推進します。

### 【個別事業一覧】

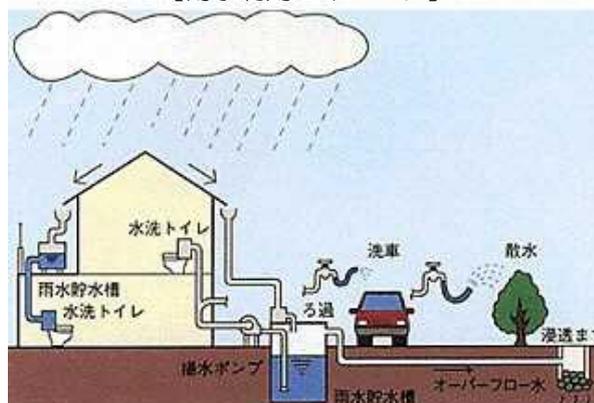
①	● 節水の啓発・情報発信	環境保全課
②	● 雨水利用の啓発・情報発信	環境保全課
	● 雨水利用促進助成及び雨水の貯留・浸透指導	
③	● 雨水利用ネットワーク事業の推進	環境保全課

### 雨水利用

2014（平成26）年に、「健全な水循環の維持または回復」という目標を共有し、個別の施策を相互に連携・調整しながら進めていくための「水循環基本法」が公布されました。「雨水利用」は、気候変動への適応策であるのと同時に、本法における「貯留・涵養機能の維持及び向上」、「水の適正かつ有効な利用の促進等」に位置付けられます。

多くの家庭や事業所が雨水貯留を行えば、豪雨時の都市型水害を緩和する効果が期待できます。また、洗車や散水などに雨水を利用することによる節水効果や非常用の水源確保も期待できます。

#### 【雨水利用のイメージ】



出典：墨田区環境保全課

## 個別目標 2-4 一人ひとりが気候変動への適応の理解を深める

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① 気候変動に関わる情報発信の強化

気候変動による影響や将来予測、必要な適応策などの情報を収集し、区報、ホームページ等で情報発信します。また、気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」と気候変動による被害を回避・軽減する「適応」の両輪の取組が重要であることを啓発します。

さらに、国の助成金を活用した自治体 SDGs モデル事業で作成した「環境学習ツール」を活用して気候変動に係る啓発を強化します。

#### ② 一人ひとりが災害や酷暑に対応できるようになるための啓発

環境フェア、環境学習講座などで気候変動による影響や将来予測、必要な適応策についての啓発を行い、区民や事業者の意識向上を図ります。また、災害や酷暑に対応するためには、一人ひとりが気候変動を理解すること、いざという時に自助・共助による行動を行えるようにしておく必要があることを啓発します。

### 【個別事業一覧】

- ① ● 気候変動に係る普及啓発
- ② ● 気候変動に係る情報発信

環境保全課  
安全支援課  
関係各課

#### 気象や災害に関わる情報

家庭や事業所において、災害や酷暑に対応していくためには、いざという時に一人ひとりが下記のような気象に関わる情報にアクセスできるようにしておく必要があります。

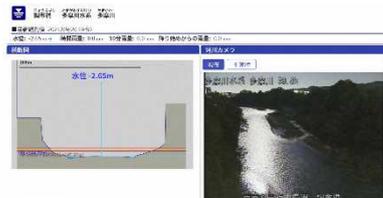
##### ○高解像度降水ナウキャスト・危険度分布〔キキクル〕（気象庁 HP）

気象レーダーの観測データを利用して、250m 解像度で降水の短時間予報を提供しています。また、大雨や洪水による災害の危険が、どこで、どのレベルで迫っているかを、地図上で視覚的に知ることができます。



##### ○川の防災情報（国土交通省 HP）

河川やダムの水位の状況、ライブカメラ映像、洪水予報などを、リアルタイムで提供しています。



##### ○熱中症予防情報サイト（環境省）

湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた暑さ指数（WBGT）について、1時間ごと実況、3時間ごとの予測を提供しています。



## 基本目標3

### 水と緑が暮らしに寄り添うまち

区は豊かな水辺に囲まれ、江戸時代から四季の自然を楽しむ文化があり、日常生活の中で、水と緑を通して豊かな情緒を育んできました。住宅等の密集により、一定規模の緑地を新たに創出することは難しい状況ですが、「まちなかに点在する緑」や「街路樹」を増やし、うるおいとやすらぎを得るとともに、エコロジカルネットワーク<sup>15</sup>を形成していく必要があります。また、地球規模での生物多様性の保全のために、区民一人ひとりが、緑の大切な役割と生物多様性の恵みについて理解を深められるように啓発を行っていきます。

#### 【個別目標】

前述のように、水と緑が暮らしに寄り添うまちの実現や地球規模での生物多様性の保全を目指して、以下の3つの目標を掲げます。

**3-1 緑の満足度を向上させる**

**3-2 生物多様性の重要性や、**

**生物との共生に理解を深めている人を増やす**

**3-3 水や緑のうるおいを感じられるまちをつくる**

#### 【環境事業指標】

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

#### 【環境事業指標】

指標	現状値 2020（令和2）年度	目標値 2025（令和7）年度
住民意識調査における「生活環境評価：緑の豊かさ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	27.2%	29.2%
生物多様性という言葉の認知度	45.3%	46.5%
みどり率	20.8%	20.9%

15：「生きもの」の生息拠点となる緑地を小規模な緑地や街路樹などでつなぎ、「生きもの」が移動しやすい状態となっている生息地のネットワークのこと。

## 【貢献する SDGs】

基本目標 3 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

## 【貢献する SDGs】

17 目標	169 ターゲット
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p> <p>3.9 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> <p>15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。</p> <p>15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。</p> <p>15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

【区民】

- 緑の満足度を向上させる
  - ▶ 地域の環境保全活動に進んで参加する。
  - ▶ 子どもに緑と生きものに触れ合う経験をさせる。
- 生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人を増やす
  - ▶ 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
  - ▶ 生物多様性に配慮した製品や食品を積極的に選択する。
- 水や緑のうるおいを感じられるまちをつくる
  - ▶ 植栽、緑のカーテンの設置や壁面緑化、屋上緑化など、身近な緑を増やす。

【事業者】

- 緑の満足度を向上させる
  - ▶ 地域の環境保全活動に協力するとともに参加する。
- 生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人を増やす
  - ▶ 自らの事業活動において生物多様性に配慮する。
  - ▶ 生物多様性に配慮した製品や食品を積極的に選択する。
  - ▶ 生物多様性に配慮した製品や食品を作る。
- 水や緑のうるおいを感じられるまちをつくる
  - ▶ 植栽、緑のカーテンの設置や壁面緑化、屋上緑化など、敷地内の緑化に努める。
  - ▶ 関係規程を遵守し、緑地整備を行う。

『水と緑が暮らしに寄り添うまち』の実現

【墨田区】

- ▶ 多様な緑化活動を支援する。
- ▶ 公共施設の緑化を推進する。
- ▶ 特別保全樹木の管理を支援する。
- ▶ 公園・水辺を整備する。
- ▶ 自然とふれあう場と機会を創出する。
- ▶ 生物多様性の保全について周知・啓発する。
- ▶ 関係規程に基づき緑化を指導する。

## 個別目標 3 – 1 緑の満足度を向上させる

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① 身近な緑にふれる機会の充実

区民の誰もが日々の暮らしの中で心の安らぎや豊かさを感じることができるよう、身近な緑にふれる機会を充実していきます。また、イベントの開催や緑化技術を学び・知る機会を提供することで、緑に関心をもった緑を育む担い手となる取組を推進します。

また、より多くの人に興味・関心を持ってもらうために様々なメディア等を活用した情報発信を行います。

#### ② 緑と生物について学ぶ機会の充実

区民の緑と生物への関心を喚起するとともに、生きものにとっても生息の基盤となる緑や環境への関心を高めていくための機会を充実していきます。また、専門家による調査等を行うことで、区の生物多様性保全の現状を適切に把握していきます。

#### ③ 区民の活動の場や機会の充実

生活に身近な場所で緑を育む担い手となるための活動の場や機会を充実し、一人ひとりの活動や活動を通じた交流を支援します。また、千葉大学との連携事業によって得られたノウハウにより、ボランティアの育成や活性化を図ります。

#### 緑と花のまちづくり推進地域制度

町会や自治会などを対象に公募等により「緑と花の推進地域」を選定し、広がりや視覚的効果のある場所にプランター等を設置して、緑と花のサポーターの協力を得ながら、区が助成する花種・花苗・土・肥料などを使い地域の方が植栽・維持管理を行っています。

中でも、東京スカイツリー®に隣接する北十間川沿いに設置されたプランターやハンギングバスケットは、墨田区に訪れる多くの観光客及び区民のみなさまに「うるおい」と「やすらぎ」を感じていただいています。

#### 【北十間川沿いのハンギングバスケット】



出典：墨田区環境保全課

#### ④ 公園の活用

区の緑の約4分の1は公園の緑であり、近隣住民にとって貴重な地域の憩いの場となっています。また、緑が豊かな公園は生きものの生息場所にもなっています。区の緑が環境保全、レクリエーション、防災、景観形成といった重要な役割を果たしている点をふまえ、多面的な視点から公園の整備・利活用を促進し、再開発や公園整備の機会を捉えて、公園面積や緑地を拡大していくことで、地域のにぎわいづくり、魅力向上に取り組みます。

#### 【個別事業一覧】

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑に係るイベントの開催</li> <li>● 事業者の緑化技術の紹介</li> <li>● 顕彰制度の実施</li> <li>● 人材育成の仕組みづくり</li> <li>● 情報発信の強化</li> </ul>	環境保全課 観光課 環境保全課 環境保全課 環境保全課 環境保全課
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑と生物に係る講習会・環境学習の実施</li> <li>● 生きものを観察する機会の充実</li> <li>● 生物のモニタリング調査の実施</li> <li>● 生きものや植物を育てる際のルールの啓発</li> </ul>	環境保全課 環境保全課 環境保全課 環境保全課 土木管理課
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「緑と花の学習園」機能の拡大</li> <li>● 区民主体の緑化活動への支援</li> <li>● 緑を用いた生きがいがづくり・交流の支援</li> </ul>	環境保全課 環境保全課 環境保全課 厚生課
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すみだを代表する風景のある公園づくり</li> <li>● 災害からまちを守る公園・広場づくり</li> <li>● 誰でも快適に使える公園づくり</li> <li>● 子どもを健やかに育てる公園づくり</li> <li>● 訪れた人の心と体が健康になる公園づくり</li> <li>● 歴史や文化を伝える公園づくり</li> <li>● 気軽に行ける公園づくり</li> <li>● 生きものを育む緑のある公園づくり</li> <li>● 緑を育てる拠点づくり</li> </ul>	道路公園課 道路公園課 防災まちづくり課 道路公園課 道路公園課 道路公園課 道路公園課 道路公園課 道路公園課 都市整備課 環境保全課 道路公園課 都市整備課 道路公園課

## 個別目標 3 – 2 生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人を増やす

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① 緑の保全

社寺林やまちなかの大木・樹林地など、歴史を継承する緑を保全し、次世代に継承していきます。また、軒先等の小さなスペースを活用して緑を育む文化を守り継承するとともに、将来にわたって質の高い緑地が担保されるような仕組みを検討します。

#### ② 生物多様性の確保・保全・拡充

生物多様性の恵みを将来にわたって享受し、豊かな暮らしを続けるために、区民の理解を深めるとともに、生きものが生息しやすい環境を確保・保全・拡充していきます。緑地を選定する際の樹種の選定に当たっては、生態系へ悪影響を与える樹種を避け、生物多様性の保全に配慮します。

また、生物多様性に配慮した製品や食品を選択することなどを通じて、地球規模での生物多様性の保全にも貢献できるよう、生物多様性への関心を高めていくための機会を充実していきます。

#### 消費と生物多様性

私たちがのように都市部で生活する人々は、消費を通じて、地球規模での生物多様性の損失に対する責任を負っています。例えば、洗剤、化粧品、カップ麺、お菓子など、様々な製品や食品に使用されるパーム油の多くは、熱帯林や泥炭地を大規模なアブラヤシ農園に転換して生産されています。そのために、オランウータンやゾウなどの絶滅危惧種を含む野生生物の生息地も失われているという現状があります。

このように、我々は、普段の生活において知らず知らずのうちに、生物多様性に多大な影響を及ぼしています。

パーム油に関しては、2004（平成 16）年に「持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）」が設立され、生物多様性や地域住民への影響が少ないものも生産されるようになりました。その他にも生物多様性に配慮した製品として下記のような認証制度があります。我々が製品や食品を選択する際は、このように生物多様性に配慮された製品を選択することが重要になっています。

#### 【生物多様性に配慮した製品につけられるラベルの例】



FSC 認証  
適切に管理された  
森の生産品



レインフォレスト・アライアンス認証  
持続可能な農業を営む  
農園産製品



MSC「海のエコラベル」  
持続可能な漁業  
による水産物

### ③ 暮らしに身近な緑の育成、拡充

緑に興味・関心をもった区民が生活に身近な場所で緑を育み、多様な活動を進めていくことができるよう、緑化を支援する制度を充実していきます。また、事業者とともに、屋上や壁面等を活用し緑の豊かさを感じられるまちづくりを推進します。

### ④ 協働・共創による緑化の推進

区民の多様なニーズに対応した緑づくりや生物多様性保全の取組を効果的かつ効率的に推進するためには区民・事業者・区が良好なパートナーシップを築くことが重要です。制度の拡充、組織団体の育成・支援等を通して、協働・共創による緑化を推進します。

#### 【個別事業一覧】

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域固有の緑文化を育む</li> <li>● 樹木の保全・更新</li> <li>● 持続可能な緑地の創出</li> </ul>	環境保全課
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生物多様性に配慮した暮らしの促進</li> <li>● 荒川・旧中川の自然生態系の保全</li> <li>● 内部河川沿いの水辺整備</li> <li>● 生きものが生息できる空間づくり</li> <li>● 野鳥が行きかう環境づくり</li> <li>● 河川沿いの緑づくり</li> <li>● 学校など教育施設の緑化の推進</li> </ul>	環境保全課 道路公園課 道路公園課 環境保全課 道路公園課 環境保全課 道路公園課 都市整備課 環境保全課 庶務課
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑と花のまちづくり推進地域制度の充実</li> <li>● 屋上緑化の推進</li> <li>● 壁面緑化・緑のカーテンの推進</li> </ul>	環境保全課 環境保全課 都市計画課 環境保全課 都市計画課
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑化協定の締結</li> <li>● 緑に関する調査・会議の実施</li> <li>● 緑と花のまちづくり推進地域制度の充実</li> <li>● 区民や事業者の提案による緑と花のまちづくり</li> <li>● 区民による緑化協力組織の育成</li> <li>● 区民主体の緑化活動への支援</li> </ul>	環境保全課 環境保全課 環境保全課 道路公園課 環境保全課 環境保全課

## 個別目標 3-3 水や緑のうるおいを感じられるまちをつくる

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① 緑の拠点の拡充

開発事業等によるまちづくりや公共施設の整備に合わせて、心地よく快適に暮らせる環境づくり、生きものと共生するまちづくりに寄与する緑の拠点を整備、拡充していきます。

#### ② 緑のネットワークの拡充

区内に点在する緑をつなぐ、河川や緑道等の緑地や街路樹の整備を促進し、緑のネットワークを拡充していきます。また、ネットワークを形成するこれらの資源を将来にわたって維持していくことで、地域の魅力づくりやにぎわいづくり、生物多様性の保全などに資する墨田区のグリーンインフラの構築に取り組みます。

#### ③ 緑と花を生かした空間づくりの推進

地域コミュニティの醸成、地域のにぎわいづくりを目指し、地域の人が集う場に緑と花が豊かな空間を創出していきます。

区民の誰もが身近な場所で緑にふれあう場や機会を充実していくことで、まちの魅力向上にも取り組みます。

### 【個別事業一覧】

①	● 公園緑化の推進	道路公園課 環境保全課
	● 学校など教育施設の緑化の推進	庶務課
	● 大規模な民有地及び公共施設整備における緑化の促進	環境保全課 都市計画課
②	● 水と緑のネットワークづくり	観光課 道路公園課
	● 道路緑化の推進	道路公園課
③	● 緑と花の拠点づくり	環境保全課
	● 緑や公園を活用したまちのにぎわいづくり	環境保全課 拠点整備課

## 「愛知目標」の達成状況と「ポスト愛知目標」

「愛知目標」とは、2010（平成 22）年に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された「生物多様性戦略計画 2011-2020」にまとめられている、地球上の生物多様性を保全するための 2020（令和 2）年までの国際的な目標です。

2020（令和 2）年の国連生物多様性条約事務局の発表によると、「愛知目標」の 20 項目のうち、「一部達成」「達成見込み」と評価されたのは「侵略的外来種の制御や根絶」「陸域 17%と海域 10%を保護区に」などわずかに 6 項目であり、残り 14 項目は未達成とされました。

## 【愛知目標】

番号	内容
目標 1	人々が生物多様性の価値と行動を認識する
目標 2	生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる
目標 3	生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される
目標 4	すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する
目標 5	森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する
目標 6	水産資源が持続的に漁獲される
目標 7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理される
目標 8	汚染が有害でない水準まで抑えられる
目標 9	侵略的外来種が制御され、根絶される
目標 10	サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する
目標 11	陸域の 17%、海域の 10%が保護地域等により保全される
目標 12	絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される
目標 13	作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される
目標 14	自然の恵みが提供され、回復・保全される
目標 15	劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する
目標 16	ABS に関する名古屋議定書が施行、運用される
目標 17	締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する
目標 18	伝統的知識が尊重され、主流化される
目標 19	生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される
目標 20	戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する

出典：環境省 HP

この結果も踏まえ、次の 10 年を見据えた「ポスト愛知目標」が、2021（令和 3）年 10 月と 2022（令和 4）年 4 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で議論されています。「ポスト愛知目標」は、数値を明記した具体的な目標が多く盛り込まれる、生物多様性に対する 5 つの脅威（気候変動、乱獲、土地利用、外来生物、汚染）への対策が盛り込まれる、SDGs と整合するように設計される、という 3 つ特徴を持ったものとなる見込みです。

## 基本目標4

### 省資源・循環型社会を実現するまち

私たちはこれまで、大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会を構築してきました。近年、プラスチックごみが海に流れ込み、海の生態系などに悪影響を及ぼす「海洋プラスチック問題」が深刻な問題となっています。本区でも、廃プラスチック製品等が河川に流れ込み、海に流れ着く前にマイクロプラスチックへ移行し始めていることが確認されています（令和元年10月調査）。

そこで、区では発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを推進していくとともに、優先度の高い2R（発生抑制・再使用）に一層注力し、「ごみを出さない」「ごみをつくらない」取組を進めていく省資源・循環型社会の実現を目指します。

#### 【個別目標】

前述のように、省資源・循環型社会の実現を目指して、以下の2つの目標を掲げます。

#### 4-1 ごみの発生抑制と有効利用を促進する

#### 4-2 省資源・循環型社会の実現に協働で取り組む

#### 【環境事業指標】

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

#### 【環境事業指標】

指標	基準値 2018（平成30） 年度	現状値 2020（令和2） 年度	目標値 2025（令和7） 年度
区民1人1日当たり ごみ総量	677g	683g	633g
区民1人1日当たり 区収集ごみ量	548g	551g	513g

## 【貢献する SDGs】

基本目標 4 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

## 【貢献する SDGs】

17 目標	169 ターゲット
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。 12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

## 【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

### 【区民】

- ごみの発生抑制と有効利用を促進する
  - ▶ すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わない。
  - ▶ 環境負荷の少ない製品やリサイクル製品を積極的に使用する。
  - ▶ リサイクル等にかかる手間を惜しまない。
  - ▶ ごみと資源物の分別排出を徹底する。
  - ▶ 区が行う資源物回収や地域の集団回収に参加する。
- 省資源・循環型社会の実現に協働で取り組む
  - ▶ 環境保全活動に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持つ。
  - ▶ 環境フェア、環境学習講座などに積極的に参加する。
  - ▶ 自主的に環境学習に取り組む。

### 【事業者】

- ごみの発生抑制と有効利用を促進する
  - ▶ 自らの事業活動においてごみの発生・排出抑制に努める。
  - ▶ 環境負荷の少ない製品やリサイクル製品を積極的に使用する。
  - ▶ すぐにごみになり、資源化しにくいものは作らない。
  - ▶ 販売事業者は、容器等を資源として、主体的に回収する。
  - ▶ 事業系ごみは、資源化に努めるとともに自らの責任で適正処理をする。
- 省資源・循環型社会の実現に協働で取り組む
  - ▶ 従業員を対象とした環境研修を実施する。
  - ▶ 施設見学の受け入れなど環境教育・環境学習の機会を提供する。

## 『省資源・循環型社会を実現するまち』の実現

### 【墨田区】

- ▶ 区民・事業者のごみの減量・リサイクル活動が円滑に実施できるように支援する。
- ▶ 環境負荷の少ない製品やリサイクル製品を積極的に使用する。
- ▶ 環境に配慮したごみの収集・運搬、処理・処分と資源物の効率的な回収を実施する。
- ▶ 区民・事業者に対して適切な情報を提供する。

## 個別目標 4-1 ごみの発生抑制と有効利用を促進する

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① 2R（発生抑制・再利用）によるごみ減量の推進

省資源・循環型社会を実現するためには、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3Rの取組を推進し、ごみ（廃棄物）を減らしていくことが重要です。ごみを減らすことにより、CO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスの排出量が削減できるなど、環境負荷の抑制につながります。

墨田区においては、3Rの中でも特に優先順位の高い発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rの取組を積極的に推進し、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものの削減に取り組んでいきます。また、2Rの取組に加え、ごみの発生抑制の役割とされている「不要なものもらわない（リフューズ）」、「修理して使う（リペア）」など、区民が率先して行動する“すみだ独自の「R」づくり”を進め、啓発活動の強化に取り組みます。

その他、家庭や飲食店における食品ロスの削減と生ごみの減量、ワンウェイプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換、事業者に対するごみの減量、適正処理に向けた助言・指導などを行います。

#### ② 資源化への取組推進

区民・事業者・区が協働して循環型社会を構築するために、区は、区民・事業者から信頼される3R推進・清掃事業の運営に努めます。

ごみの発生抑制をはじめ、資源化をより一層進めていくために、資源化すべき品目やその回収方法について、費用対効果を踏まえた検討を進めます。また、資源物の集積所回収をはじめ、区民団体等による集団回収活動への支援など、誰もが参加しやすい資源物回収事業に引き続き取り組みます。

その他、事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底させるための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組につなげるための情報発信を行います。

## 【個別事業一覧】

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「マイバッグ運動」の推進</li> <li>● 3Rから“すみだのR”への取組推進</li> <li>● 生ごみの減量と食品ロスの削減</li> <li>● プラスチックごみの削減（マイバッグ・マイボトル運動の推進・プラスチック資源循環に関する研究・検討等）</li> <li>● 事業系ごみの減量</li> </ul>	すみだ清掃事務所
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生ごみのリサイクルの推進</li> <li>● 小規模事業所リサイクルシステム（エコッチャ）<sup>16</sup>の促進</li> <li>● 資源回収事業の推進</li> <li>● リサイクルブック事業の実施</li> <li>● リサイクル清掃地域推進委員制度の推進</li> <li>● 分別排出の徹底</li> <li>● 事業者の適正処理の指導及び自主的な取組の促進</li> <li>● 一般廃棄物処理業の許可及び指導</li> <li>● 新たな資源回収のあり方の検討</li> <li>● 集団回収への積極的な支援</li> </ul>	すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所 ひきふね図書館 すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所 すみだ清掃事務所

### ごみ減量の3R

ごみの減量のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rが知られていますが、最近では、不要なものももらわない（リフューズ）、修理して使う（リペア）を区別して5Rと呼ぶことがあります。下記の上から順に優先して取り組むことが重要です。

**Reduce（リデュース）：**ごみの発生を少なくすることです。製品を生産・製造する事業者にとっては、長期間使用できるものを作ることや、容器包装を減らすことなどが該当し、消費者にとっては、流行に左右されず品質が良いものを買って大切に長く使用することや、食べ残しがでないように調理することなどが該当します。また、ごみのもとになるものを買ったり貰ったりしないことを Refuse（リフューズ）と呼んで区別することもあります。本当に必要なものだけを買うことや、レジ袋や使い捨てスプーン・フォークをもらわないことなどが該当します。

**Reuse（リユース）：**ものを繰り返し長く使うことです。リサイクルショップやフリーマーケットで中古品を買うことや、何回も使えるリターナブルびんを使うことなどが該当します。また、ものが壊れた時などに修理して長く使うことを Repair（リペア）と呼んで区別することもあります。擦れた服、すり減った革靴などを修理して使うことや、古くなった家具などをリメイクすることなどが該当します。

**Recycle（リサイクル）：**ごみを再び原材料に戻すことです。びんや紙、ペットボトルなどを分別して排出し、リサイクル工場で再資源化してもらうことや、生ごみを堆肥化することなどが該当します。



出典：経済産業省 HP

## 個別目標 4-2 省資源・循環型社会の実現に協働で取り組む

## 【貢献する SDGs】



## 【施策の方向】

## ① 普及啓発と環境学習の推進

区民・事業者に対して、ごみ処理やリサイクル事業にかかる施策や処理の状況など、引き続き区報や区ホームページ等により情報提供を行い「見える化」することで、ごみの減量に理解と協力を求めます。情報提供に当たっては、発生・排出抑制を中心とした取組について重点的に提供します。

また、様々な環境学習を充実させ、省資源・循環型社会の形成を担う人材育成を推進します。

## ② 区民・事業者・行政の協働の推進

ごみ減量とリサイクルを推進していくためには、区民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、強いパートナーシップを築き行動していくことが必要です。

そこで、区民の役割と事業者の役割を明確化した上で、区民・事業者に広く周知することで自主的な取組を促し、その取組を支援します。

また、区は、区民・事業者の独自のごみ減量活動を支援するとともに、行政の役割として、省資源・循環型社会を実現するための必要な施策を実行していきます。

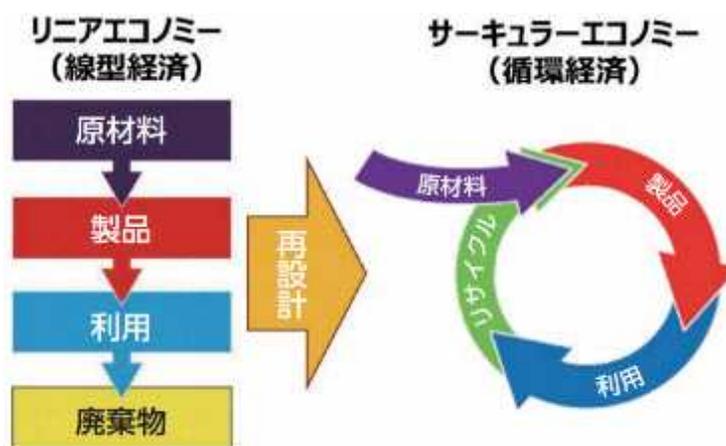
## 循環経済（サーキュラーエコノミー）

3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、付加価値を生み出す経済活動のことです。

【循環経済への移行のイメージ】

従来の「原材料の採掘」、「製造」、「利用」、「廃棄」という線型の経済のなかで「廃棄」されていた製品や原材料などを、新たな「資源」と捉えて循環させることで、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指します。

循環経済への移行は、「持続可能性」を維持しながら、同時に大きな経済効果を得られると考えられており、国内外で新たなビジネスモデルの構築が活発化しています。



出典：令和3年版環境白書・循環型社会白書  
・生物多様性白書（環境省）

### ③ 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

区が行う一般廃棄物の収集・運搬に関して、安全・安心で安定的な運用を行います。また、人口の増加や高齢化の進展などの区を取り巻く状況を踏まえて、区民のニーズに沿った 3R 推進・清掃事業を展開します。

#### 【個別事業一覧】

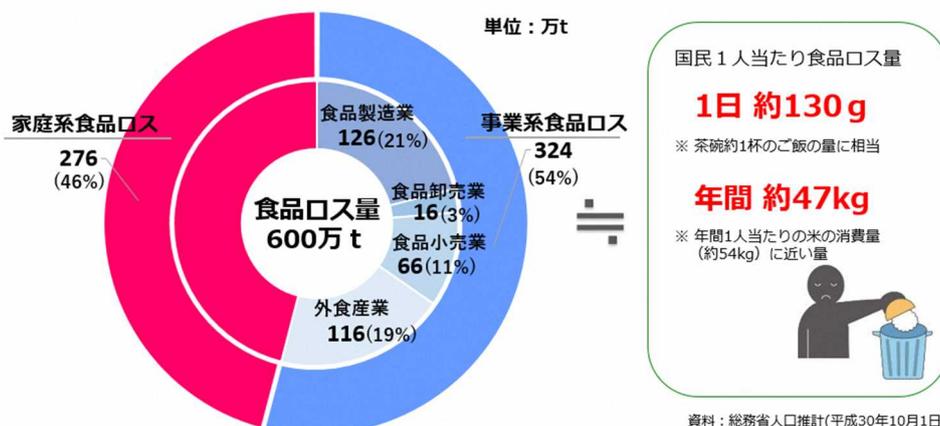
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ減量とリサイクルに関する情報提供</li> <li>● 外国語広報の充実</li> <li>● 分かりやすく、きめ細やかな情報提供</li> <li>● 環境学習事業による人材育成の推進</li> <li>● ごみの適正排出の徹底と不法行為の防止</li> </ul>	すみだ清掃事務所
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不法投棄防止対策の推進</li> <li>● 資源物持ち去り防止対策の推進</li> <li>● 区民・事業者の役割の明確化と支援</li> </ul>	すみだ清掃事務所
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境負荷の少ない収集・運搬車両の導入</li> <li>● 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施</li> <li>● 効率的なごみ・資源物の収集・運搬体制の構築</li> <li>● ごみ集積所と戸別収集のあり方の検討</li> <li>● 公平性・透明性のある管理・運営体制の推進</li> <li>● 災害時における廃棄物処理対策</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症に対応した 3R 推進・清掃事業の展開</li> </ul>	すみだ清掃事務所

### 食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本人の 1 人当たりの食品ロス量は 1 年で約 47kg となり、毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じ量になります。

食品ロスは、各家庭から発生するものと事業活動を伴って発生するものに分けられます。そのため、家で食品ロスが出ないようにするだけでなく、小売店で賞味期限の近いもの（手前に陳列されているもの）から順に購入することや、飲食店で食べきれ分量を注文することなどことも必要です。

【食品ロスの量】



資料：総務省人口推計(平成30年10月1日)  
平成30年度食料需給表(確定値)

出典：農林水産省 HP

## 基本目標5

### 良好な生活環境が確保され、健康でやすらぎが実感できる住みよいまち

区は、大気や河川、騒音等に関する調査を継続して実施しており、おおむね環境基準を達成し、良好な生活環境が維持されています。一方で、2020（令和2）年度には騒音等の苦情件数が増えました。この要因としては、区民の環境に係る意識の変化や、コロナ禍に伴う生活様式の変化等が考えられます。

このような新たな課題にも対応しながら、引き続き良好な生活環境を確保し、健康でやすらぎが実感できる住みよいまちを引き継ぐため、都市・生活型公害の防止に向けた取組を進めていきます。

また、2009（平成21）年11月に施行した墨田区景観計画に掲げる景観まちづくり像の実現に向け、地域の特色を生かしたすみだらしい景観づくりを進めます。

#### 【個別目標】

前述のように、健康でやすらぎが実感でき、すみだらしい景観にあふれたまちの実現を目指して、以下の2つの目標を掲げます。

5-1 健康でやすらぎを実感できるまちをつくる

5-2 景観に配慮したまちをつくる

#### 【環境事業指標】

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

#### 【環境事業指標】

指標	現状値 2020（令和2）年度	目標値 2025（令和7）年度
住民意識調査における「生活環境評価：騒音・振動」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	24.5%	30.0%
住民意識調査における「生活環境評価：大気汚染」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	19.9%	25.0%
住民意識調査における「生活環境評価：景観・まちなみ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	33.7%	40.0%

## 【貢献する SDGs】

基本目標 5 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

## 【貢献する SDGs】

17 目標	169 ターゲット
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>

## 【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

### 【区民】

- 健康でやすらぎを実感できるまちをつくる
  - ▶ 暮らしの中から生じる騒音の防止など近隣に配慮した生活を心がける。
  - ▶ 環境への負荷の少ない製品を選択する。
  - ▶ 喫煙ルールを順守する。
  - ▶ 「クリーンアップキャンペーン」等に参加する。
  - ▶ ごみ排出ルールを徹底する。
- 景観に配慮したまちをつくる
  - ▶ 景観まちづくりの大切さを理解する。
  - ▶ 自転車は駐輪場や駐輪スペースに駐輪する。

### 【事業者】

- 健康でやすらぎを実感できるまちをつくる
  - ▶ 事業活動から生じる騒音、振動、悪臭の防止に努める。
  - ▶ 排水基準を遵守する。
  - ▶ 周辺住民などから苦情があった場合は速やかに原因把握・問題解決に努める。
  - ▶ 従業員に喫煙ルールを順守させる。
  - ▶ 「クリーンアップキャンペーン」等に協力するとともに参加する。
  - ▶ ごみ排出ルールを徹底する。
- 景観に配慮したまちをつくる
  - ▶ 墨田区景観計画及び墨田区景観条例を遵守する。

『良好な生活環境が確保され、健康でやすらぎが実感できる住みよいまち』の実現

### 【墨田区】

- ▶ 環境監視事業を継続実施する。
- ▶ 公害発生源に対し、公害防止について指導する。
- ▶ 喫煙ルールの啓発活動を実施する。
- ▶ ごみのポイ捨て・不法投棄対策と啓発活動を実施する。
- ▶ 墨田区景観計画に基づき、良好な景観形成を誘導する。

## 個別目標 5-1 健康でやすらぎを実感できるまちをつくる

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① 都市・生活型公害の防止

区民の健康でやすらぎを実感できる暮らしを守るため、大気や河川、騒音等におけるそれぞれの環境基準の達成に努め、都市・生活型公害発生を未然に防止します。

また、カラスやハクビシンなど鳥獣被害を含む、都市・生活型公害に関する苦情に対しては、迅速かつ適切に対処していきます。

その他、ダイオキシン類等をはじめとする有害化学物質等を適切に管理するため、東京都と連携した取組を推進します。さらに、区内事業者の適切な公害防止対策を推進するため、指導や支援を継続して行うとともに、法改正に伴うアスベスト対策の強化等、新たに求められる規制行政の強化に対応していきます。

#### ② 環境美化に向けた取組の推進

区民・事業者に路上喫煙防止を呼び掛けるとともに、地域との協働による「クリーンアップキャンペーン」等を実施して受動喫煙やごみの少ないきれいなまちを目指します。

また、ごみ排出ルールの徹底を呼び掛け、ごみの散乱を防止するとともに、カラスやネズミなどの鳥獣被害を防止します。

### クリーンアップキャンペーン・スポ GOMI

墨田区では、地域の美化活動の一環として、地元町会・自治会や近隣事業者等の協力のもと、区内主要駅周辺等の清掃や路上禁煙及び放置自転車追放に関する啓発を行う「クリーンアップキャンペーン」を毎年行っています。

また、2012（平成 24）年度からは、「すみだ環境フェア」と併せて、ごみ拾いに「スポーツ」のエッセンスを加えた「スポ GOMI」を開催しています。スポーツをきっかけにごみ拾いや地域の環境に興味をもつ区民が増えるきっかけになると考えられます。

#### 【スポ GOMI 開催の様子】



出典：墨田区

### ③ 環境リスクへの対応

環境リスクに関する情報収集・提供に努め、区民の理解を図ります。

### ④ 老朽危険家屋対策の推進

適切な管理がされておらず危険な状態となっている建物等の所有者や管理者に対して、法令に基づき、必要な改善を行うよう指導・助言等を行います。

#### 【個別事業一覧】

①	● 環境監視事業の推進	環境保全課
	● 土壌汚染対策事業の推進	環境保全課
	● 工場認可及び公害防止指導事業の推進	環境保全課
	● 公害苦情処理事業の推進	環境保全課
	● 民間建築物アスベスト調査助成事業の推進	環境保全課
	● アスベスト対策資金融資あっせん事業の推進	経営支援課
	● 公害防止資金融資あっせん事業の推進	経営支援課
	● ホームページ等の事業者向け情報提供	環境保全課
②	● 有害化学物質対策事業の推進	環境保全課
	● クリーンアップキャンペーンの実施	地域活動推進課
● 路上喫煙防止対策の推進		
③	● 問題となる環境リスクに関する情報収集・提供	環境保全課
④	● 老朽危険家屋等の所有者等への指導・助言等の実施	安全支援課

#### 老朽危険家屋の除却費等助成制度

墨田区では、2016（平成 28）年度から老朽危険家屋の除去費等助成制度を設けています。

右図の2種類の除却費の助成を行うことにより、区内に存する老朽危険家屋等の所有者等に自主的な対応を促すことで、除却の促進や跡地の有効活用等を図り、倒壊等の事故や火災等を防止し、区民の安全・安心な暮らしを確保するよう努めています。

土地無償貸与を前提とした除去費の助成  
（除去工事に要した費用で上限 200 万円まで助成）



老朽家屋

除却

助成

更地化

無償貸与

ポケットパーク、  
火避け地、  
消火器置き場等



公共の利用

凡例 区が行うもの 所有者が行うもの

不良住宅を対象とした除去費の助成  
（除却工事費の2分の1で上限 50 万円まで助成）



不良住宅

除却

助成

更地化

所有者が  
利活用

凡例 区が行うもの 所有者が行うもの



出典：墨田区

## 個別目標 5-2 景観に配慮したまちをつくる

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① 都市景観に配慮したまちづくりの推進

2009（平成21）年11月に施行した墨田区景観計画では、「水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる“すみだ風景づくり”」という景観まちづくり像の実現に向け、区民・事業者・区の協働による取組の方向性及び景観形成方針等を示しています。この計画に基づいた、地域の特色を生かしたすみだらしい景観づくりを推進します。

#### ② 道路不正使用の是正

歩行者等の通行の妨げや交通の妨げとなる、放置自転車への対策など道路の不正使用の解消を推進します。

### 【個別事業一覧】

①	● 景観まちづくり推進事業	都市計画課
②	● 放置自転車対策の推進及び自転車駐車場の整備 ● 道路不正使用の是正	土木管理課

【東京スカイツリーと桜】



出典：墨田区

## 基本目標 6

### 環境活動を実践する人が育つまち

本プランが目指す「みんなで創る環境にやさしい持続可能な『すみだ』」を実現するためには、社会を構成する一人ひとりが環境との関わりについて理解と認識を深め、環境配慮の行動をとっていくことが求められます。

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、普段のライフスタイルや事業活動を見直し、変えていくことが、その解決への一歩となります。

そのため、家庭や学校、職場をはじめ、様々な場面で子どもから大人まで幅広い世代の区民が環境についての正しい知識を学べる環境教育と、環境学習の機会の充実を図っていきます。さらに、学んだ成果を具体的な行動として実践する環境活動の場を拡充していきます。

#### 【個別目標】

前述のように、「環境の共創」の考え方を基本とし、区民・事業者が環境活動を積極的に実践するまちを目指して、以下の2つの目標を掲げます。

6-1 環境教育・環境学習を推進する

6-2 協働による環境活動を推進する

#### 【環境事業指標】

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

#### 【環境事業指標】

指標	現状値 2020（令和2）年度	目標値 2025（令和7）年度
環境ボランティアの登録者数	110名	135名

※ 環境ボランティア：エコライフサポーター、緑と花のサポーター、すみだ自然環境サポーター、すみだ環境共創区民会議委員

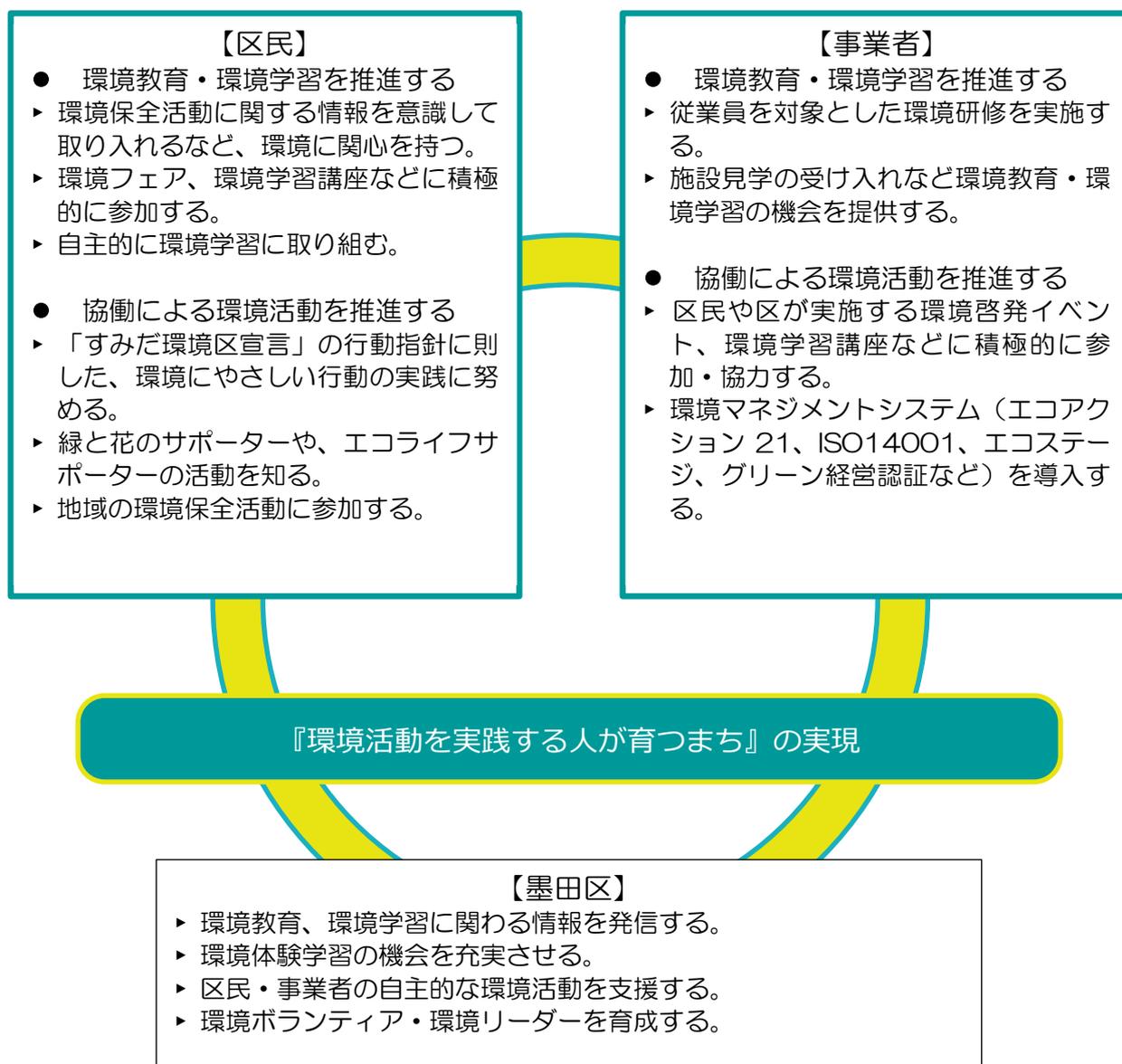
### 【貢献する SDGs】

基本目標 6 は、SDGs が掲げる以下の目標・ターゲットとも深く関わっているため、これらの達成にも貢献できるように取組を推進していきます。

### 【貢献する SDGs】

17 目標	169 ターゲット
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

### 【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】



## 個別目標 6 – 1 環境教育・環境学習を推進する

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① 環境体験学習機会の拡充

地球温暖化やごみ、雨水利用、生物多様性等の環境体験学習を推進し、区民の環境に関する理解の向上に役立てます。また、児童・生徒への学習に資する環境啓発冊子の配布など学校における環境教育の充実を推進するとともに、環境活動成果の「見える化」についても推進します。

さらに、区外の環境学習施設や民間の体験学習施設と連携し、環境体験学習の拡充を図ります。

#### ② 環境体験学習拠点の確保

環境体験学習の場の確保を図るとともに、環境体験学習の活動と交流を推進します。

#### ③ 環境教育・環境学習の強化

区報や区ホームページ等、様々な媒体を活用しながら、区内の環境保全活動に係る情報発信を行うとともに、区内で活動を行っている区民や環境保全団体等の取組を広く周知します。

また、自治体 SDGs モデル事業及び千葉大学との連携事業によって作成された環境学習ツールを有効に活用します。

その他、本プランの内容をもとに、区民が普段の生活の中で取り組めることを中心とした冊子を作成します。冊子は、小学校高学年から中学生の環境教育教材として活用できるように構成します。

### 【個別事業一覧】

①	● 環境・リサイクル体験学習事業の推進	環境保全課
	● 雨水利用体験学習事業の推進	環境保全課
	● 環境体験学習出前事業の推進	環境保全課
	● 学校向け環境啓発冊子の配布	環境保全課
	● エコライフ講座の開催	環境保全課
	● リサイクル・清掃事業に関する学習の推進	すみだ清掃事務所
	● 自然観察会・講座の開催	環境保全課
②	● 環境体験学習の場（大横川親水公園、緑と花の学習園）としての充実・整備	都市整備課 道路公園課
	● 環境体験学習の活動と交流の推進	環境保全課
③	● 区報、区ホームページ、町内会回覧板などを活用した環境活動情報の発信の強化	環境保全課
	● 区内で環境活動を行っている個人・事業者・団体の取組の紹介	環境保全課
	● 第二次すみだ環境の共創プラン（概要版）を活用した普及啓発	環境保全課
	● G I G A スクール構想 <sup>17</sup> による環境教育	指導室

17：1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちの資質・能力を育成できる教育環境を実現する取組

## 個別目標 6-2 協働による環境活動を推進する

### 【貢献する SDGs】



### 【施策の方向】

#### ① 環境ボランティア・環境リーダーの育成

エコライフ講座・緑化講習会の開催を通じ、様々な年代の区民を対象にエコライフサポーター等の環境ボランティアの育成を図ります。これらを通じ、参加者からボランティアへ、さらにボランティアからリーダーへのステップアップを図るとともに、学校や地域での環境体験学習で助言・指導ができる環境リーダーを育成します。

#### ② 区民・事業者の支援

区民や事業者が行う環境活動に対しては、「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」等に基づき、区民・事業者・区の協働の立場から支援を図ります。

また、事業者が行う環境配慮型製品の開発・製造や、環境の共創に資する事業活動に対して支援するとともに、実績を取り上げてPRすることにより、環境にやさしい持続可能な「すみだ」に貢献する活動を支援します。

#### ③ 協働による環境活動・イベントの充実

すみだ環境共創区民会議・区内の環境団体やボランティア、事業者と連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実を図ります。

### 【個別事業一覧】

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境ボランティアの拡大</li> <li>● 環境リーダーの育成</li> <li>● 緑と花のサポーター制度の推進</li> </ul>	環境保全課
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業に対する省エネ対策の推進</li> <li>● 環境マネジメント関連規格認証の取得支援</li> <li>● 環境・リサイクル技術及び製品開発の支援</li> <li>● 事業者のCSR活動のPR</li> </ul>	環境保全課 環境保全課 経営支援課 環境保全課
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すみだ環境共創区民会議・区内の環境団体やボランティアと連携した環境活動やイベントの開催・充実</li> <li>● 事業者と連携した環境配慮型行動（経営）の拡充</li> </ul>	環境保全課 産業振興課 環境保全課

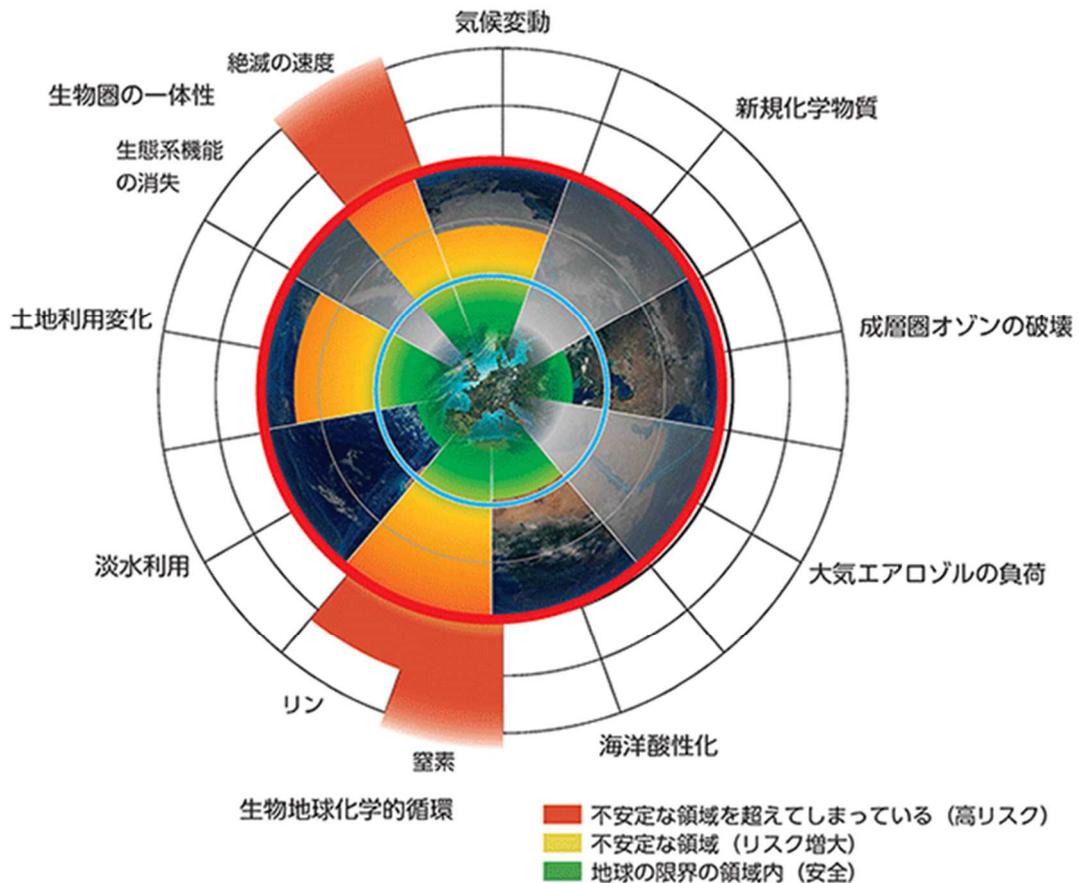
## 地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）と企業が果たす役割

人類が今後も繁栄を続けるためには、人類の活動が地球システムに与える 9 項目の変化が回復不可能とならない（地球の限界を超えない）範囲・方法で活動し、安定した地球の状態を維持する必要があります。しかし、2014（平成26）年の評価では、既に、「気候変動」、「窒素・リンによる汚染」、「土地利用変化」、「生態系機能の損失・生物種の絶滅」の4項目が、人類が安全に活動できる範囲を越えていると指摘されています。

企業の経済活動の多くは、資源の大量消費、CO<sub>2</sub> や化学物質の大量排出を伴いながら成り立っています。そのため、今後も継続的に経済活動を続けていくためには、多くの企業が省エネルギー化や再生可能エネルギー利用への転換、生物多様性への配慮、循環経済への転換など、様々な配慮を進めていく必要があります。

これらを踏まえると、各企業や業界が持つ、経験や知識などのノウハウを共有し、また企業以外のさまざまなステークホルダーとの協働が重要であり、企業が果たす役割は今後より一層大きくなると考えられます。

【地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）の評価（2014（平成26）年）】



資料：Will Steffen et al. [Guiding human development on a changing planet]

出典：平成 30 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）